

「録画ネット事件」について—とくに著作権と知る権利の関係について—
春日 秀文

弁護士・慶應義塾大学大学院法務研究科講師

Rokuga-Net Case

-The relation of the Copy right and the Right of Access in the PC housing service-

KASUGA, Hidefumi

Attorney at Law (Japan); Lecturer of Keio Law School

【要旨】

海外邦人向けテレビパソコン販売とそのパソコンを日本国内で預かり保守するサービスを組み合わせたビジネス(「録画ネット」)に対し、知的財産高等裁判所は業者が放送を複製していると認定し、原審による同ビジネスの差止(仮処分)を支持した(平成17年(ラ)著作隣接権侵害差止仮処分決定認可決定に対する保全抗告事件・平成17年11月15日決定)。同決定は、パソコンの所有権移転は仮装であり、「抗告人は、有機的に結合した本件録画システムを構成する機器類及びソフトウェアをすべて自ら調達・所有するとともに、同システムを一体として管理しており、しかも、本件サービスの利用者は、抗告人の定めるアクセス方法、録画方法、ダウンロード方法に従って本件サービスを利用するものであり、抗告人に問い合わせれば個別の回答を受けられるなどのサポートを抗告人から受けているというのであるから、これらの事情を照らせば、本件サービスは、単にテレビパソコンを預かり、空調など環境を管理し、各機器類に電気を供給する等の通常のハウジングサービスの範囲をはるかに超えている」、「海外在留邦人は、違法な本件サービスを利用しなくても、適法な手段により相手方の放送を視聴することが可能であるから、抗告人に対する差止めの事実上の効果として、利用者が本件サービスを利用して相手方の放送を視聴することができなくなったとしても、何ら利用者の知る権利の侵害になるものではないし、合理的理由のない差別的取扱いに当たるものでもない。」と判断した。しかし、「利用者」たる海外邦人は、売買契約を締結し、代金を支払ってパソコンの占有改定を受けた上で、ID、パスワードにより自ら購入したパソコンにログインしてパソコンを操ってテレビ番組を録画している。したがって所有権の移転は明白であり、パソコンの内部を排他的に管理・支配しているのは利用者である。業者は録画行為自体には全く関与しておらず、まさにハウジングサービスを提供しているに過ぎない。そもそも、遠隔操作によりテレビ番組を録画すること自体は適法である(ソニーのリロケーションテレビが大々的に販売されている)。管理・支配を云々して複製の主体を認定するいわゆるカラオケ法理は、予見可能性担保の観点から行為者の行為自体が違法である場合に限定すべきである。さらに、海外邦人の知る権利の保障を全うすることは極めて重要である一方、テレビ局は放送法上、放送を普及させる義務を負っている。裁判所が、海外邦人がテレビパソコンのハウジングサービスを利用してテレビ番組に接する機会を阻害することは憲法の保障する知る権利等を侵害するものとして許されない。